

DSRC サービスに係る車載器（四輪用） DSRC 部 使用規程

平成 22 年 3 月 制定（Ver. 1.0）

一般社団法人 ITS サービス推進機構

DSRC サービスに係る車載器（四輪用）DSRC 部 使用規程

（目的）

第1条 DSRC サービスに係る車載器（四輪用）DSRC 部（以下「車載器 DSRC 部」といいます。）[*1]使用規程」（以下「本規程」といいます。）は、車載器 DSRC 部を使用して、DSRC 通信[*2]を介して利用することができる道路上での道路交通情報提供、安全運転支援情報提供サービス及び民間施設などでの IC カード決済サービス[*3]等の各種サービス（以下「サービス」といいます。）を利用する目的にて、自己の車両に取り付け、セットアップを行い、車載器 DSRC 部を使用可能な状態とする車載器購入者（以下「使用者」といいます。）に対し、車載器 DSRC 部の運用と管理を行う一般社団法人 ITS サービス推進機構[*4]（以下「運用管理機関」といいます。）が、使用者の遵守すべき基本的事項を定める（第3条～第7条）ものです。また、使用者がサービス提供者との契約に基づきサービスを利用する際に、契約締結時に留意しなければならない事項について説明（第8条・第9条）したものです。但し、本規程は ETC については規定しておりません。

- *1 車載器 DSRC 部 社団法人 電子情報産業協会が JEITA TT-6002A 「ITS 車載器 DSRC 部標準仕様」として制定した DSRC 部を適用範囲とする
- *2 DSRC 通信 社団法人 電波産業会が ARIB STD T75 「狭域通信（DSRC）システム DEDICATED SHORT-RANGE COMMUNICATION SYSTEM」として制定した通信方式であり、スポット通信ともいう
- *3 IC カード決済サービス クレジットカード等の IC（Integrated Circuit）カードを使用して駐車場等の料金決済を行うサービス
- *4 一般社団法人 ITS サービス推進機構 サービスを利用する者が安心して利用できる環境を確立するために、車載器メーカ、路側機器メーカ、カーナビゲーションメーカ等が出資して、車載器 DSRC 部とサービス提供機器類の業界標準化、相互接続性の確保並びにセキュリティの確保等を行うことを目的として設立した社団法人

（規程の遵守）

第2条 使用者は、サービスを利用する場合、本規程による車載器 DSRC 部の使用及びサービス提供者が制定する利用規定あるいは利用約款（以下「サービス利用規定・約款」といいます。）を遵守しなければいけません。

（車載器 DSRC 部の取得・取り付け・セットアップ）

第3条 使用者は、サービスを利用しようとする場合、サービスを利用する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいい、以下「車両」といいます。）に車載器 DSRC 部を取り付け（以下「車載器 DSRC 部取り付け」といいます。）、サービスを利用するために必要な情報を車載器 DSRC 部に格納する DSRC セットアップ（以下「セットアップ」といいます。）を行わなければいけません。

- 2 使用者は、車載器 DSRC 部の取り付けとセットアップを行うにあたり、次の各号に掲げる手続が必要になります。
 - 一 サービスを利用する車両に対し、車載器メーカが適合するものと定めた車載器 DSRC 部を購入その他の方法により取得すること。

- 二 前号で取得した車載器 DSRC 部を、車載器メーカーの示す方法により車両に取り付けること。
- 三 本項第一号で取得した車載器 DSRC 部に対し、運用管理機関が定める方法によりセットアップを行い、サービスを利用可能な状態にすること。なお、セットアップ申込み時に使用者ご自身が確認した「車載器取り付け車両確認書」を、セットアップ事業者（セットアップ店）に提出すること。
- 3 本規程は、道路運送車両法第 3 条（自動車の種別）の小型自動車又は軽自動車で、道路運送車両法施行規則、別表第一に定める二輪自動車（側車付二輪自動車[*5]を含む。）への取り付けには適用されません。
- *5 側車付二輪自動車：またがり式の座席、ハンドルバー方式のかじ取り装置及び 3 個の車輪を備え、かつ、運転者席の側方が開放された自動車であって、三輪幌型自動車として登録されている自動車を含む。
- 4 車載器 DSRC 部の取り付けとセットアップを行なうにあたり、使用者が本規程を遵守しない場合は、本条第 2 項第三号に掲げるセットアップを拒否されることがあります。

（車載器 DSRC 部の複数台取り付けの禁止）

- 第 4 条 車両内に、DSRC 通信を使用する車載器 DSRC 部（ETC 車載器も含む）を複数台取り付けられた場合、第 5 条（DSRC 通信障害）に示す混信要因となり、双方の車載器 DSRC 部が正常に動作しない場合がありますので、複数台の車載器 DSRC 部（ETC 車載器も含む）を取り付けてはいけません。このため、使用者は、取得した車載器 DSRC 部を取り付ける前に、すでに取り付けられた車載器 DSRC 部（ETC 車載器も含む）がないことを確認（以下「複数台取り付けの確認」といいます。）しなければいけません。ただし、ビルトイン装着の車載器 DSRC 部が想定される場合は、本条第 5 項にしたがって措置してください。
- 2 複数台取り付けの確認は、車載器 DSRC 部取得時に同梱されている「車載器取り付け車両確認書」により行なわなければいけません。
 - 3 使用者は、「車載器取り付け車両確認書」を紛失した場合には、運用管理機関のホームページ等から入手してください。
 - 4 中古で購入した車両または譲渡を受けた車両等に新たに車載器 DSRC 部を取り付ける場合、複数台取り付けの確認には、特に注意してください。
 - 5 車載器 DSRC 部（ETC 車載器も含む）のビルトイン装着が想定される車両は、事前に運用管理機関または車両販売ディーラ等に確認し、必要な措置を講じてください。
 - 6 本条第 2 項から第 5 項による確認等を行なっても、複数台の車載器 DSRC 部（ETC 車載器も含む）が取り付けられていないことを保証するものではありません。サービスの利用時等において複数台実装が確認されたときは、使用者は、速やかに混信要因を取り除いて利用してください。

（DSRC 通信障害要因）

- 第 5 条 車載器 DSRC 部は、DSRC 通信を介してサービスを利用することができます。しかし、電波は周囲環境等の影響を受けるため、100%確実に通信できることは保証されていません。このため、通信状況によってはサービスを受けられないことがあります。
- 2 車載器 DSRC 部の取り付け位置の近傍に電波を反射する金属製の板または機器類等がある場合は、電波の反射による DSRC 通信不良の要因となりますので、取り付け位置の

近傍に、電波を反射するおそれのある金属製の板または機器類等を置かないでください。

- 3 車載器 DSRC 部の複数台取り付け（ETC 車載器も含む）は、電波の混信による DSRC 通信不良の要因となります。
- 4 本条第 2 項及び第 3 項以外にも、近傍車両からの反射、近傍車両に取り付けられた車載器 DSRC 部との混信等による通信障害等、周囲環境によりサービスが利用不能となる事態が発生することがあるため、使用者ご自身の責任においてサービスを利用しなければいけません。
- 5 車載器 DSRC 部のアンテナ周辺に物を置くなどして電波をさえぎってははいけません。
- 6 熱反射ガラス等が装着されている車両は、正常な通信ができない場合があります。事前に運用管理機関または車両販売ディーラー等に相談し、必要な措置を講じてください。

（車載器 DSRC 部の取扱い）

第 6 条 使用者は、車載器 DSRC 部の分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってははいけません。

- 2 車載器 DSRC 部を他の車両に付け替えた場合、車両のナンバープレートが変更になった場合、車両を牽引できる構造に変更した場合等には、再セットアップをしなければいけません。第 7 条（車載器 DSRC 部の盗難・偽造の防止）に規定する不正利用等の防止のためにも、必ず再セットアップを行ってください。

（車載器 DSRC 部の盗難・偽造の防止）

第 7 条 運用管理機関では、車載器 DSRC 部の盗難及び偽造車載器 DSRC 部による不正利用から、正当な使用者を保護することを目的として、使用者の申請に基づき車載器 DSRC 部の管理番号と車両情報を管理することが可能となっています。車載器 DSRC 部のセットアップ時には「ETC/DSRC セットアップ申込書・証明書」に記載の内容と、車載器 DSRC 部を取り付ける車両の自動車検査証に記載されている事項が一致していることを使用者ご自身で確認してください。

（サービス利用上の注意）

第 8 条 サービスの利用方法は利用するサービスにより異なります。利用に際しては、サービス提供者が制定したそれぞれのサービス利用規定・約款を遵守しなければいけません。

- 2 サービスには多種多様なサービスがありますが、車載器 DSRC 部によって受けられるサービスと受けられないサービスがあります。車載器 DSRC 部を取得する前に、車載器 DSRC 部の説明書等によりあらかじめ確認し、取得する車載器 DSRC 部を選択してください。
- 3 IC カード決済サービス等のサービスの利用に際しては、サービス提供者と利用契約が必要になる場合があります。このような場合、当該サービス提供者からサービス提供時の周知事項等に関して説明を受けた上で、サービス利用契約および利用規定・約款等に基づき利用してください。
- 4 道路交通情報提供、安全運転支援情報提供サービス等、契約を伴わないサービスを利用する際は、サービス提供者の告知及び周知事項等を、使用者ご自身で確認した上で、使用者ご自身の判断にて利用してください。

(サービスの利用にあたっての周知事項)

第9条 使用者は、サービスの利用にあたり、サービス提供者が制定したサービス利用規定・約款を遵守するほか、以下の各号に掲げる事項に従わなければいけません。

- 一 サービスの種類によっては、車載器に格納した使用者の情報を読み取って利用する場合があるので、このようなサービスを利用する場合には、車載器 DSRC 部から読み取る情報とその利用方法について、サービス提供者の説明を受け、同意した上でサービスを利用してください。
 - 二 サービスを安全に提供する目的で、サービス提供者は、サービス利用時に使用者の車載器 DSRC 部から得た情報に基づき、当該情報に関連する情報に関して第三者機関に問合せ等を行う場合があるので、使用者は、問合せ先の第三者機関名と問い合わせ内容等について、サービス提供者の説明を受けること。
 - 三 サービスによっては、使用者の個人情報をサービス提供者に登録する場合があるので、このようなサービスを利用する場合、「個人情報の保護に関する法律」(平成十五年五月三十日 法律第五十七号)に基づく、個人情報の適切な保護と利用に関する取組方針について、サービス提供者の説明を受けること。
 - 四 車載器 DSRC 部の盗難、偽造車載器 DSRC 部等により、使用者が被るおそれがある損害等について、サービス提供者の取り組みについての説明を受けること。
- 2 使用者は、IC カード決済サービスに使用する各種 IC カードの使用にあたり、以下の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。
- 一 サービス提供者が制定したサービス利用規定・約款等に適合する IC カードを使用すること。
 - 二 使用できる IC カードは、車載器 DSRC 部及びサービス提供者により異なることがあるので、利用に際しては IC カードの使用可否について、あらかじめ確認すること。
 - 三 車載器 DSRC 部によっては、IC カード決済サービス用の IC カードが使用できない場合があります。各種 IC カードの車載器 DSRC 部別の使用可否について、車載器 DSRC 部の説明書等によりあらかじめ確認すること。
 - 四 IC カード決済サービス用として貸与を受けている IC カードを紛失、盗難等により亡失した場合及び貸与されたカードが破損、変形した場合は、ただちにその旨を、貸与を受けたサービス提供者またはカード会社等に通知すること。
 - 五 有効期限が経過している IC カード及び IC カードを貸与したサービス提供者またはカード会社等が無効とした IC カードを利用しないこと。
 - 六 車載器 DSRC 部に挿入される IC カードは、サービスの提供エリアに侵入した際に、当該サービスに対応した IC カードの使用が有効となるので、IC カードの抜き差しは、サービス利用規定・約款に記載されている利用方法を遵守すること。
- 3 サービスを利用する場合は、以下の各号を遵守しなければいけません。
- 一 サービスを高速道路本線上または一般道路で走行状態にて利用する場合は、規制速度の遵守(道路交通法第22条)、急ブレーキの禁止(同法第24条)、車間距離の保持(同法第26条)、安全運転の義務(同法第70条)等の交通法規をドライバーが遵守することの義務が課せられている。ドライバーは、この義務に従って安全な運転を行うと共に、サービス提供者の「事故防止及び責任関係の告知」等を事前に確認し、サービスを利用すること。

二 サービスを駐車場等のサービス提供施設内で利用する場合、提供するサービス提供者が「通行上の注意事項」について規定している場合があるので、サービス利用規定・約款等に記されている通行上の周知事項を遵守して、サービスを利用すること。

- 4 サービスを利用される際は、車載器 DSRC 部の説明書及びサービス提供者のホームページ等に記載されている説明内容を十分ご理解の上、利用してください。
- 5 サービス利用規定・約款等は、運用管理機関とサービス提供者間の契約により、サービス提供者が制定することが義務付けられています。サービス利用契約の締結に際しては、運用管理機関との契約締結の有無について確認してください。
- 6 運用管理機関は、サービス提供者のサービス提供状況を管理していません。利用に際してはサービス提供者の案内・告知等を事前に確認してください。

(免責等)

第10条 セットアップ事業者(セットアップ店)は車載器 DSRC 部へのセットアップ行為について、第4条(車載器 DSRC 部の複数台取り付けの禁止)及び第5条(DSRC 通信障害要因)に起因するサービス利用上の不利益については、一切の責任は負いません。その他の取り付け不良及びセットアップ不良については、セットアップ事業者(セットアップ店)に問合せください。

- 2 運用管理機関及び車載器メーカー並びにセットアップ事業者(セットアップ店)は、サービス提供者のサービス利用に際して使用者が本規程に従わないで被った損害については、一切の責任は負いません。サービス提供者が提供するサービス固有のトラブルと想定される場合は、サービス提供者と協議し解決してください。また、車載器 DSRC 部の不具合に起因すると思われる動作不良につきましては、車載器メーカーに問合せください。

(附 則)

- 1 本規程は、平成 22 年 4 月 1 日から適用します。